

財務省第11入札等監視委員会

令和4年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和4年12月8日(木) 四国財務局 南607会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和4年7月1日(金)～令和4年9月30日(金)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名：高松国税総合庁舎 地下厨房改修工事 契約相手方：徳寿工業株式会社(法人番号2470001002970) 契約金額：16,500,000円 契約締結日：令和4年8月31日 担当部局：高松国税局 <hr/> 契約件名：令和4年度秦住宅1号棟外壁その他改修工事 契約相手方：株式会社北村塗装店(法人番号4490001000442) 契約金額：159,500,000円 契約締結日：令和4年8月9日 担当部局：四国財務局
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名：端末機等機器更新及び設定作業に係る委託業務 契約相手方：DynaBook株式会社(法人番号8010601034867) 契約金額：2,970,000円 契約締結日：令和4年7月22日 担当部局：高松国税局 <hr/> 契約件名：令和4年度高松サポート合同庁舎物品(空調機外フィルタ)購入契約 契約相手方：四電エネルギーサービス株式会社(法人番号3470001004248) 契約金額：25,135,000円 契約締結日：令和4年9月26日 担当部局：四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	2件	契約件名：高松国税総合庁舎 地下厨房改修工事、端末機等機器更新及び設定作業に係る委託業務
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「高松国税総合庁舎 地下厨房改修工事」 契約相手方：徳寿工業株式会社 契約金額：16,500,000円 契約締結日：令和4年8月31日 担当部局：高松国税局</p> <p>1者応札となった理由は何か。</p> <p>落札率が100%に近かった理由は何か。</p> <p>改修後の用途は何か。外部が使用することは可能か。</p>	<p>本件入札案件は、本年の7月7日に入札公告、証明書等の受領期限を同月28日に設定した案件が不落となり、再度入札公告を行った事案である。</p> <p>当初の入札では2者から入札の申込みがあったが、最終的に1者のみの入札となった。</p> <p>再入札も結果的に、当初の入札書を提出した者のみとなってしまった。</p> <p>参加を辞退した業者に理由を聞いたが、諸事情とのことで、明確な回答はなかった。</p> <p>まず予定価格について、不落となった1回目の予定価格は、市販の積算資料と令和3年2月の設計・積算の段階で設計業者が複数徴取していた参考見積金額のうち一番低い金額を元に積算していた。</p> <p>不落後、入札者の工事内訳と当局が積算していた予定価格を比較したところ、積算資料に掲載がなく参考見積を参考とした壁などの研り工事や撤去費の部分で大きな差異が認められ、参考見積が最近の物価の上昇に対応していないことが判明した。</p> <p>そこで、2回目の入札時は、大きく乖離していた部分について、入札者の内訳を参考にしながら予定価格を設定したことから、結果的に実勢価格に近付き、落札率が高くなったと考える。</p> <p>用途を限定しないようフリースペースとした。</p> <p>外部からは自由には入れないが、職員が誘導することで利用は可能であり、インボイスの説明会などの用途を検討している。</p>
<p>【案件2】 「令和4年度秦住宅1号棟外壁その他改修工事」 契約相手方：株式会社北村塗装店 契約金額：159,500,000円 契約締結日：令和4年8月9日 担当部局：四国財務局</p> <p>総合評価方式の概要では、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価するとの説明であったが、全ての工事で求めるものなのか。</p>	<p>今回の工事は改修工事であるため、新しい技術やノウハウを求めず、企業の実績や技術者の経験を求めている。</p>

<p>施工体制確認型については、何かルールが定められているか。</p> <p>審査過程で標準点100点を与えなかったが、100点と0点では影響が大きいと思われる。この方式を採用していなかった場合、次点の申請者が落札していたということか。</p> <p>【案件3】 「端末機等機器更新及び設定作業に係る委託業務」 契約相手方：DynaBook株式会社 契約金額：2,970,000円 契約締結日：令和4年7月22日 担当部局：高松国税局</p> <p>作業の一連の流れを具体的に知りたい。</p> <p>1者応札となった理由は何か。</p> <p>更新は、今後どの程度の頻度で行われるか。</p>	<p>基本は本省の通達に従い、入札説明書へ施工体制確認型の概要、審査評価点等を記載している。</p> <p>そのとおりである。当局が求めた要求要件が確実に実現できるかを求めた結果であると考えている。</p> <p>今回更新されるパソコンは、国税庁が全国分の更新台数を一括調達しており、国税庁が契約した業者から各国税局に新規のパソコンが納品される。</p> <p>次に、そのパソコンについて、当方と契約した業者が、国税局内の作業場所で動作確認と各種の設定作業を行う。</p> <p>その後、国税局及び高松署分に関しては、作業場所から直接配備先の事務室に運び込み、入替えの対象となる古いパソコンとの交換を行う。</p> <p>それ以外の25署分については、本件受託者が、設定作業が完了したパソコンを各署へ搬送し、拠点ごとに入替えの対象となる古いパソコンとの交換を行う。</p> <p>最後に、入替えの対象となった古いパソコンについて、国税局と高松署分は国税局内において、また、それ以外の25署は各拠点において、当初、国税庁が契約した業者がデータを消去・初期化した上で回収し、一連の作業は完了となる。</p> <p>今回の調達の経緯として、入札公告期間においては、複数の業者から応札に関する質問が寄せられており、複数者からの応札が期待される状況だった。</p> <p>最終的に応札者が1者のみとなった理由について、参加しなかった業者にヒアリングを行ったところ、応札について積極的に検討したが、最終的には仕様に見合う要員の確保ができないため入札を見送ったとのことであった。このことから、当方の調達の時期、方法及び内容自体に業務の特殊性や地元企業が参入できない事情はなかったものと考えている。</p> <p>高松国税局管内で、約1,900台のパソコンを使用している。これを、毎年、全体の約4分の1ずつ更新している。</p> <p>このため、今後も毎年、全体の4分の1程度の更新</p>
---	---

<p>外部に委託しなければいけない作業内容か。職員で行えるのではないか。</p> <p>【案件4】 「令和4年度高松サンポート合同庁舎物品（空気調和機外フィルタ）購入契約」 契約相手方：四電エナジーサービス株式会社 契約金額：25,135,000円 契約締結日：令和4年9月26日 担当部局：四国財務局</p> <p>購入費用の中に工事代金は含まれているか。</p> <p>納入されたフィルタは、交換までの間どこで保管するのか。</p> <p>北館が海際に立地していることから、塩害フィルタを採用しているが、その他保全において塩害によるコストは生じているか。</p> <p>落札率が低い、予定価格はどのように算定したか。</p>	<p>作業が生じることとなると見込んでいる。</p> <p>本件業務委託の内容については、市販のパソコンを家庭で使用する場合のような簡易な設定変更・カスタマイズとは異なり、コマンドを用いて組織専用のネットワーク設定、各種ソフトウェアの導入を行うほか、パソコンの初期設定不良の対応も必要という、複雑かつ難易度の高いものである。</p> <p>また、当局の専門部署での実施については、税務行政に影響を与えない観点からも、限られた期間に集中的に大量の作業を行う必要があり、職員数、知見及びツールなどの技術面で困難と考える。</p> <p>結論として、本作業は従来から業者に業務を委託することとしている。</p> <p>交換用フィルタの「購入」及び「納入」業務に関する契約であり、フィルタ交換工事は含んでいない。フィルタ交換については、当合同庁舎の総合保守管理業務を委託している管理業者との委託契約に含まれている。</p> <p>数が多いので複数回に分けて納入し、適宜の場所でしっかり保管・管理し、交換を行っていく。</p> <p>必要に応じて管理しており、特段塩害によるコストは生じていない。</p> <p>3社から見積書を徴して予定価格を算定している。落札者は、応札にあたり落札するために価格を下げたものと思料する。</p>
--	--